

## 西原町上水道料金表

(令和元年11月検針分～)

種別	用途別	基本料金 (1ヶ月につき)		超過料金			
		水量	料 金				
専 用 給 水 装 置	家庭用	8m <sup>3</sup> まで	1,095 円	9m <sup>3</sup> ～ 25m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき	176 円	
				26m <sup>3</sup> ～ 50m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき	190 円	
				51m <sup>3</sup> ～ 100m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき	205 円	
				101m <sup>3</sup> 以上	1m <sup>3</sup> につき	219 円	
給 水 装 置	営業用	10m <sup>3</sup> まで	1,905 円	11m <sup>3</sup> ～ 100m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき	219 円	
				101m <sup>3</sup> ～ 200m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき	238 円	
				201m <sup>3</sup> ～ 500m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき	257 円	
				501m <sup>3</sup> 以上	1m <sup>3</sup> につき	276 円	
装 置	団体用	10m <sup>3</sup> まで	1,571 円	11m <sup>3</sup> ～ 100m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき	200 円	
				101m <sup>3</sup> ～ 200m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき	219 円	
				201m <sup>3</sup> ～ 500m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき	238 円	
				501m <sup>3</sup> 以上	1m <sup>3</sup> につき	257 円	
	臨時用				1m <sup>3</sup> につき	524 円	
共同装 給置水	共同用	料金算定の基礎となる使用水量は、親メーターの指示数に基づき、各戸(世帯)均等に使用したものとみなし、家庭用なみの料金とする。					

※ 料金は、基本料金と超過料金との合計額に100分の110を乗じて得た金額とする。

- ※ 家庭用とは、一般家庭において、日常生活用水として水道を使用する場合をいう。
- ※ 営業用とは、会社、工場その他事業所等が営業又は営業に付随して水道を使用する場合をいう。
- ※ 団体用とは、官公署等地方公共団体及びこれらに準ずる団体が水道を使用する場合をいう。
- ※ 臨時用とは、工事、興行、給配水管の破損その他短期間臨時に水道を使用する場合をいう。
- ※ 共同用とは、共同住宅等において、1個の親メーターにより、2世帯以上が日常生活用水として水道を共同使用する場合をいう。

## (新) 西原町下水道使用料表

(令和5年5月検針分～)

用途区分	基本使用料 (1ヶ月当たり)		超過使用料			
	汚水量	使用料				
家 事 用	8m <sup>3</sup> まで	485 円	9m <sup>3</sup> ～ 25m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき	77 円	
			26m <sup>3</sup> ～ 50m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき	87 円	
			51m <sup>3</sup> 以上	1m <sup>3</sup> につき	96 円	
業 務 用	10m <sup>3</sup> まで	784 円	11m <sup>3</sup> ～ 100m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき	101 円	
			101m <sup>3</sup> ～ 200m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき	115 円	
			201m <sup>3</sup> ～ 500m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき	130 円	
			501m <sup>3</sup> ～ 1000m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき	144 円	
			1001m <sup>3</sup> 以上	1m <sup>3</sup> につき	158 円	
大衆浴場用				1m <sup>3</sup> につき	45 円	
臨時用				1m <sup>3</sup> につき	102 円	
共同用	一戸(世帯)当たりの使用料は、家事用を適用する。この場合の使用料算定の基礎となる水量は各戸(世帯)均等に使用したものとみなす。					

※ 使用料は、基本使用料と超過使用料との合計額に100分の110を乗じて得た金額とする。

- ※ 家事用とは、一般家庭において下水道を使用する場合をいう。
- ※ 業務用とは、会社、工場その他事業所等が営業又は業務に付随して下水道を使用する場合をいう。
- ※ 大衆浴場用とは、大衆浴場等の排水が下水道を使用する場合をいう。
- ※ 臨時用とは、工事、興行その他短期間臨時に下水道を使用する場合をいう。
- ※ 共同用とは、共同住宅等において水道を共同用として給水を受けて下水道を使用する場合をいう。

- ◆ 上記の上水道料金表及び下水道使用料表は、消費税抜きの表示となっています。
- ◆ 転出(料金精算) 転入(名義変更)の際は、上下水道課までご連絡下さい。

**西原町上下水道課**

TEL: 945-4934-4879